

(参考：改正後全文)

国際消防救助隊編成計画

国際消防救助隊出動体制の基本を定める要綱（昭和62年9月19日付消防救第118号消防庁長官通知。以下「要綱」という。）第16条の規定に基づき、国際消防救助隊編成計画を次のとおり作成する。

国際消防救助隊編成計画

第1 協力市町村の指定及び順位

国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号。以下「法」という。）第4条第5項の規定により消防庁長官（以下「長官」という。）が要請する協力市町村（要綱第6条第1項に規定する協力市町村をいう。以下同じ。）の当該要請の日ごとにおける指定及びその順位は、別表に定めるところによる。

第2 協力市町村ごとの隊員数

第1による協力市町村の消防長が、要綱第17条第3項の規定により決定する隊員数は、法第4条第5項の規定により長官が要請した数とする。

第3 携行資機材等

第1による協力市町村の消防長が、要綱第23条の規定により成田国際空港に集結させる携行資機材等は、法第4条第5項の規定により長官が要請した携行資機材等とする。